登録もれにご注意!

 \land

運転代行業務中において、従事者や随伴車が登録されていなかった 場合、客車(被共済自動車)の運行中に生じた損害及び傷害に対して、 共済金の支払いができないことがあります。

従事者の追加登録

運転代行業務に従事する者(客車及び随伴車のドライバー)は、運転免許の区分 (一種または二種)、アルバイト、その他臨時の雇用者にかかわらず、運転代行の 業務の開始前までに登録が必要です。

| 随伴車の増車(追加登録)・入替登録

運転代行業務に登録されていない随伴車を使用する場合は、 運転代行の業務の開始前までに登録が必要です。



使用するすべての随伴車の登録厳守!

法律で定められた損害賠償措置が講じられて いない(代行保険*に未登録)随伴車での運転 代行業務は違法です。

故意に、一部の随伴車にしか損害賠償措置を 講じていない場合(いわゆる間引き登録)や、 これに伴う不正請求が発覚した場合には、 共済規程及び受託自動車共済契約約款に基



づき、厳正に対処します。また、所管行政庁である警察庁及び国土交通省、管轄の 都道府県担当部局、並びに都道府県警察本部へ報告し、必要に応じて、顧問弁護 士を通じ法的措置を講じます。

法令の順守、利用者保護の観点からも、「運転代行業務に使用しているすべての 随伴車」の登録をお願いします。

※代行保険とは、客車を運行中に生じた利用者、その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するために、法律で締結が定められている 損害賠償措置(損害賠償責任に関する保険または共済)のことです。





JD共済へ送っていただく「変更届」が、 スマホャパソコンからも送信できます!



①近くに FAX がなくても、スマホがあれば、どこからでも送信できるのでとても便利! ②FAX 通信費が省けるので、経費削減!(※スマホ等のデータ通信量は消費します) ③送信先(アドレス)の入力は不要!だから、送信ミスの心配はなく、操作も簡単!

<mark>≪スマホからの送信方法≫</mark>



<mark>≪パソコンからの送信方法≫</mark>



≪ご注意ください≫

- ※ 変更届や車検証などを撮影する場合、文字等がはっきり見えているかをご確認ください。
- ※ 送信後の自動返信メール(info@jd-kyosai.com)をお受け取りいただけるよう、受信設定(迷惑メール 設定)等をお確かめください。

JD共済のホームページ へのアクセスはこちらから

JD共済 検索 https://jd-kyosai.com スマートフォンで右の QR コード を読み取ると、簡単アクセス!



0260-2812